平成２７年（フ）第２９号
福岡県行橋市南大橋１丁目12番２－304号
県営住宅大橋団地４棟
債務者　高田　実香（旧姓池上）
1　決定年月日時　平成27年６月４日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月28日まで
福岡地方裁判所行橋支部破産係

平成２７年（フ）第１６３号
盛岡市厨川５丁目14番４－401号、旧住所盛岡市上堂１丁目11番38号　メゾン金子203号
債務者　川井　詔夫
1　決定年月日時　平成27年６月３日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月29日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２７年（フ）第２１号
岩手県胆沢郡金ケ崎町永栄細野１番地
債務者　高橋　美紀
1　決定年月日時　平成27年６月４日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月29日まで
盛岡地方裁判所水沢支部

平成２７年（フ）第２２号
岩手県奥州市胆沢区小山字龍ヶ馬場３番地４
コーポオアシス202号室
債務者　越田　由美
1　決定年月日時　平成27年６月４日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月29日まで
盛岡地方裁判所水沢支部

平成２７年（フ）第１６号
宮城県柴田郡川崎町支倉台１丁目21番２
債務者　梅津　栄子
1　決定年月日時　平成27年６月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月29日まで
仙台地方裁判所大河原支部

平成２７年（フ）第９２号
群馬県高崎市吉井町岩崎842番地
債務者　須藤　直人
1　決定年月日時　平成27年６月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月29日まで
前橋地方裁判所高崎支部

平成２７年（フ）第１５６号
埼玉県入間市大字下藤沢1122番地１　ホワイトパレス503
債務者　鶴仲小百合
1　決定年月日時　平成27年６月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月29日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２７年（フ）第１６５号
埼玉県富士見市榎町14番地リバーサイド107、前住所埼玉県新座市畑中３丁目３番１－404号
債務者　五十嵐由美子（旧姓渡邉）
1　決定年月日時　平成27年６月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月29日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２７年（フ）第１６６号
埼玉県ふじみ野市亀久保４丁目８番11号
債務者　伊藤　佳代
1　決定年月日時　平成27年６月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月29日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２７年（フ）第１７２号
埼玉県所沢市大字下安松200番地の１　なごやかレジデンス東所沢301、前住所埼玉県坂戸市溝端町９番地　21－205
債務者　平山美代子
1　決定年月日時　平成27年６月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月29日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２７年（フ）第１８５号
埼玉県所沢市星の宮１丁目１番14号　東美苑205
債務者　西口　正彦
1　決定年月日時　平成27年６月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月29日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２７年（フ）第１３１号
愛知県一宮市千秋町加納馬場字魚目51番地
パークシティ川口パート１・202号
債務者　松下　道彦
1　決定年月日時　平成27年６月３日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月29日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２７年（フ）第８号
京都府亀岡市本梅町平松八百分２番地44
債務者　大石　隆之
1　決定年月日時　平成27年６月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月29日まで
京都地方裁判所園部支部破産係

平成２７年（フ）第９号
京都府亀岡市本梅町平松八百分２番地44
債務者　大石かおる
1　決定年月日時　平成27年６月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月29日まで
京都地方裁判所園部支部破産係

平成２７年（フ）第３３号
岡山県苫田郡鏡野町山城897番地、前住所千葉県八街市八街ほ679番地15
債務者　住吉　英典
1　決定年月日時　平成27年６月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月29日まで
岡山地方裁判所津山支部

平成２７年（フ）第３５号
岡山県津山市林田222番地50　ヒルトップハイダ101号、前住所岡山県津山市東一宮36番地11
債務者　山本　直輝
1　決定年月日時　平成27年６月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月29日まで
岡山地方裁判所津山支部

平成２７年（フ）第２１号
新潟県胎内市並槻797番地12、前住所新潟県新発田市下小中山992番地８
債務者　皆川　利春
1　決定年月日時　平成27年６月４日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月30日まで
新潟地方裁判所新発田支部